

一、毎半期昇給ヲ確實ニシ最低昇給額ヲ五銭以上トシ
大正十五年上半年期ノ昇給ヲ即時實行スル事

二、時間外勤務ニ対シテハ倍額ノ時間給ヲ附マラシメ度シ

但シ時間外勤務ハ参時間ヲ限度トシ五日ニ一回トスル事

三、期末賞與金ニ対シテハ本給志々月半ヲ又給致セシ度キ事

但シ精勤賞與ハ従前通り致セシ度キ事

四、正廠慰勞金ニ対シテハ年度別ニヨリ左記金額支給セシ度キ事

五年未満 五二。〇日分

十年未満 七二。七日分

十五年未満 一四五。〇日分

二十年未満 二四二。〇日分

二十五年未満 三三三。〇日分

尚二十五年以上ノ者ニ対シテハ老々年ヲ加フル毎ニ百十五日分ヲ加フル事
五、豫後備役ニ召集マラシ場合ハ家族扶助料トシテ本給ノ半
額ヲ支給マラシ度シ

六、豫備交替ニ対シテハ六組以上ハ不置カレシ度キ事

七、合宿賣店ヲ廢シ即時購買會ヲ設置マラシ度シ

八、慰安會ノ改善ヲ行ヒ従来ノ如キ場合ハ一日分ノ時間増ヲ附
與スル事

九、医證什病氣ハ勤ニ対シテハ公休参日ヲ取消サザル事

一〇、賞與金及善行章ノ附與ニ対シテハ偏頗ノ虞置ナク確實

ニ附與マラシ度シ

(り)